

(有)TM.Planning  
民家体感学習泊新型コロナウイルス受入停止に関する規定  
(全地区共通)  
(第二版:本編第三版の追記事項)

《重要》

(有)TM.Planning

作成日:2020年11月2日

・沖縄県の警戒レベル指標において、1ヶ月前の段階で、「第4段階」に入った場合、会社全体としての受入を停止するものとする。(この指標は毎週月曜日に更新される。) それ以降、1ヶ月以内になっても、「第4段階」に入った段階で、同様の扱いとする。その際、取消料はかからないが、周辺ホテルへの振替は確約ができない為、行わない。

【参照: 沖縄県警戒レベル指標のHPアドレス】

<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/koho/corona/documents/keikaireberusihyou.pdf>

・国もしくは沖縄県より緊急事態宣言が発令された場合はその期間中、会社全体としての受入を停止するものとする。その際、取消料はかからないが、周辺ホテルへの振替は確約ができない為、行わない。

・各県にて独自の緊急事態宣言が発令された場合はその期間中、該当地からの会社全体としての受入を停止するものとする。その際、取消料はかからないが、周辺ホテルへの振替は確約ができない為、行わない。

・沖縄県内の各自治体より受入中止、自粛要請を受け、受入が困難な場合、会社全体としての受入を停止するものとする。その際、取消料はかからないが、周辺ホテルへの振替は確約ができない為、行わない。

・(有)TM.Planningの有するエリアの民家にて感染が確認された場合、そのエリアの受入は2週間不可とし、他エリアを検討する。その際、取消料はかからないが、他エリアへの振替が困難な場合、周辺ホテルへの振替は確約ができない為、行わない。

・旅行開始前1ヶ月をきった段階で、旅行参加希望者のコロナウイルス感染が確認された場合、受入を行わない事とする。旅行そのものの延期の場合、取消料はかからないが、取消の場合は、弊社所定の取消料を収受するものとする。

・全体取消料は下記の表となります。(2020年・2021年度)

期限	キャンセル料
1か月前17:00以降	20%
2週間前17:00以降	50%
3日前17:00以降	70%
前日17:00以降	100%